# 平成29年度 地域密着型サービス事業者 公募要項

平成 29 年 4 月 練 馬 区 練馬区(以下「区」という。)では、みどりの風吹くまちビジョンに基づくアクションプランおよび第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画において、高齢者地域包括ケアシステムの確立を掲げており、地域での生活を支援する拠点等の整備についてサービス種類ごとの目標整備量を定めています。また、地域密着型サービスの整備、事業者の指定およびサービスの質の確保など、区の基本的な考え方を示した「練馬区地域密着型サービス実施指針」(以下「実施指針」という。)を策定し、事業者の指定は、公募方式を活用していくとしています。

本要項は地域密着型サービスの公募に係るスケジュール、手続等について周知することを目的として作成されたものです。

アクションプランおよび 第6期練馬区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の整備目標

29年度目標	26年度末の 現況		合計		
29 牛及日保		27年度	28年度	29年度	
認知症対応 型共同生活 介護	32か所 (定員545人)	1か所 (定員18人)	1か所 (定員18人)	2か所 (定員36人)	4か所 (定員72人)
定期巡回·随 時対応型訪 問介護看護	7か所	_	1か所	1か所	2か所
看護小規模 多機能型居 宅介護	_	1か所 (定員29人)	1か所 (定員29人)	2か所 (定員58人)	4か所 (定員116人)

# 1 公募する日常生活圏域別の地域密着型サービス

平成29年4月1日現在の地域密着型サービスの公募数は、以下のとおりです。

圏域	練馬	光が丘	石神井	大泉	計	
認知症対応型共同生活介護	事業所数	1	1	1	選定済	3
(認知症高齢者グループホーム) (介護予防を含む) (注1)	定員	1 8	1 8	1 8	_	5 4
定期巡回・随時対応型	事業所数	_	1	_	_	2
訪問介護看護		1			2	
看護小規模多機能型居宅介護	事業所数	1	1	1	選定済	3
(注 2)	定員	2 9	2 9	2 9	_	8 7

<sup>(</sup>注 1) 認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)については、看護小規模多機能型居宅介護事業所と併設する場合に限り事業所整備を認めます。なお、1施設あたり3ユニット(定員の上限は27人)を上限とします。

(注 2) 定員は、登録定員の上限を示します。

## 2 スケジュール

平成29年度は公募を2回に分けて行います。

	事前相談	公募申請	選定時期
第1回	平成 29 年 4 月 28 日まで	平成 29 年 5 月 31 日まで	平成29年7月下旬
第2回	平成29年11月15日まで	平成29年12月15日まで	平成30年1月下旬

- \* 郵送による書類の受付はいたしませんので、予め電話予約のうえ、ご来庁願います。
- \* 第2回の受付期間終了までは、いつでも申請を受け付けます。第1回の申請期間中に第2回の公募申請を受け付けることもできます。

## 3 手続

応募に係る手続はつぎのとおりです。

なお、提出書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。また、区が必要 と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

応募に要する経費は、応募事業者の負担となります。

## (1) 事前相談

公募申請を行う前に、提案予定の事業内容について事前相談を行ってください。

提出書類

別紙1 「応募に係る提出書類一覧」参照

② 窓口

5ページに掲載の担当をご確認ください。

③ 受付期間

第1回: 平成29年4月28日まで 第2回: 平成29年11月15日まで

#### (2) 公募申請

事前相談後、つぎのとおり公募申請を行ってください。

① 提出書類

別紙1「応募に係る提出書類一覧」参照

② 提出先

5ページに掲載の担当をご確認ください。

③ 受付期間

第1回:平成29年5月31日まで 第2回:平成29年12月15日まで

④ 留意事項

ア 書類の提出にあたっては、<u>別紙2</u>「公募申請書提出にあたっての注意事項」 により、体裁等を整えてください。

イ 【様式5】事業計画提案書については、<u>別紙3</u>「事業計画提案書について」 を必ず確認し、作成してください。

#### (3) 現地調査および事業計画案説明(プレゼンテーション)

公募申請書の受付期間終了後、区は事業所予定地の現地調査を行います。また、応募事業者には、事業計画案説明(プレゼンテーション)をしていただきます。

#### (4) 事業者の選定

事業者の選定は、区高齢者福祉施設整備および事業者指定に係る法人選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審査いたします。また、公募申請書の概要について、区地域密着型サービス運営委員会(以下「運営委員会」という。)に協議します。これらの結果を踏まえ、選定事業者を決定します。

なお、審査の結果、選定事業者なしとする場合もあります。

#### (5) 選定後の手続

選定された事業者は、事業所の建設等が終了し、事業開始の準備が整った時点で、区に指定申請書を提出していただきます。区が指定申請書の審査および現地調査を行い、指定します。

指定日は指定月の1日付けとし、指定申請書の提出受付は指定日の前々月の末日までとします。例えば、平成29年8月中に指定申請書が提出され、区が受理した場合は、同年10月1日付けの指定となります。ただし、指定申請書等の審査の結果、指定基準に満たない場合には、指定しない場合があります。

## (6) 結果通知

選定結果は、応募したすべての事業者に文書により通知します。 また、選定された事業者については、区ホームページで公表します。

# 4 評価項目および評価基準について

選定にあたり、サービス種類ごとの評価項目および評価基準は、別紙4 「評価項目・評価基準(細目)」のとおりです。この評価項目・評価基準に基づき、応募事業者を評価いたします。

#### 5 質疑および回答

応募に関しての質問は、随時受け付け回答します。なお、受け付けた質問のうち、 応募予定の全事業者に周知する必要があるものについては、区ホームページで回答 書を公開します。

## (1) 受付方法

別紙 5 「平成 29 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募に関する質問書」に 簡潔に記入のうえ、FAXまたはEメールで、5ページに掲載の担当へ提出して ください。

## (2) 区ホームページの掲載場所

「トップページ」>「暮らしのガイド」>「介護保険」>「事業者向け」>「地域密着型サービス関係」>「地域密着型サービス事業者公募関係」>「平成 29 年度練馬区地域密着型サービス事業者公募について」

# 6 留意事項

(1) 建築基準法等の手続について

建築基準法、消防法、練馬区福祉のまちづくり推進条例を遵守した事業計画と してください。改修等においても、計画内容により各種の手続が必要となること があります。

なお、各種手続の進行状況について、報告をお願いします。 <u>事業計画にあたっては、区の建築担当部局に事前にご相談ください</u>。 (バリアフリー、福祉のまちづくりについて)都市整備部 建築課 (建築基準法全般について)都市整備部 建築審査課

## (2) 施設整備の補助について

施設整備にあたり交付金等補助を希望する場合は、交付金等の内示後に施設の 建設や改修の着工をしていただくことになります。なお、施設整備の補助につい ては、「地域密着型サービス等整備費補助協議書作成要項」をご参照ください。

- (3) 練馬区地域密着型サービス実施指針について 応募にあたっては、必ず「実施指針(平成29年4月)」をご参照ください。
- (4) 応募の取り下げについて 応募を取り下げる場合には、取り下げ書(様式自由)を区に提出してください。

# 担当

練馬区 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係

〒176-8501 練馬区豊玉北6-12-1 東庁舎4階 TEL:03-5984-4589(直通)03-3993-1111(代表)

F A X: 03-3993-6362

Eメール: kaigo02@city.nerima.tokyo.jp

開庁時間:午前8時30分~午後5時15分(土・日曜、祝日を除く)